

【判例研究】

**偽造デビットカードによる海外ATMからの
現地通貨の引出しについて**

—東京地判平成29年11月29日金法2094号78頁—

足 立 清 人

判例研究

偽造デビットカードによる海外 ATM からの現
地通貨の引出しについて

——東京地判平成29年11月29日金法2094号78頁——

足 立 清 人

目次

1. はじめに
2. 東京地判平成29年11月29日金
法2094号78頁の事実と判旨
3. デビットカード取引の概要
4. 検討
5. おわりに

1. はじめに

本稿では、海外でのデビットカードの不正利用が問題になった東京地判平成29年11月29日金法2094号78頁を検討する。

デビットカードとは、預金取扱金融機関が発行する決済カードである¹⁾。商品やサービスの購入代金を、消費者の預金口座から即時引落しによって支払う。デビットカード取引は、売買や役務提供の対価を即時に決済できる機能をもつものであり（「即時決済性」）、デビットカード利用者（顧客・預金者・デビットカード会員）の預金残高の範囲内で利用されることが可能とされていることから、ク

レジットカードと比べて、デビットカード利用者が自分の支払能力を超えて取引をしてしまうことが予防される（「利用者の保護」²⁾）。

日本では、J-Debitとブランドデビットの2種類のカードが発行されている。J-Debitは、キャッシュカードを、特定の店舗(加盟店)で、デビットカードとしても利用できるようにしているものである³⁾。ブランドデビットは、国際的なクレジットカード発行会社(VISA, JCB, 銀聯など)の提供する決済ネットワークを、デビットカード取引でも用いるものである。国内外の店舗・ATMを問わず、店頭での決済に加えて、インターネット決済などでも利用されている。海外ATMから現地

キーワード：デビットカード、偽造デビットカード、キャッシュレス決済

通貨を引き出すことも可能である。ブランドデビットカードは、ブランドデビット機能が搭載されている金融機関のキャッシュカードと、ブランドデビット専用の2つが発行されている。本件では、VISA デビット機能付キャッシュカード（デビットカード）が不正使用された。

キャッシュレス決済が広く用いられるようになってきている⁴⁾。今後、キャッシュレス決済に関わる法的問題も多く出現してくるだろう。本稿は、キャッシュレス決済の1つであるデビットカードの不正使用の事件を検討することで、デビットカード取引の法的構造とその法的問題を理解することを目的とする^{5),6)}。

本稿は、2. で本判決の事実と判旨を示し、3. でデビットカード取引の概要を確認する。以上を踏まえて、4. で本判決を検討し、5. でまとめを行う。

2. 東京地判平成29年11月29日金法2094号78頁の事実と判旨

東京地判平成29年11月29日金法2094号78頁⁷⁾の事実と判旨を確認する。

本件は、Y銀行に預金口座を開設しているXが、Yから発行を受けたデビットカード（以下、「本件カード」）を海外で使用したが、その後、何者かによって複数回にわたり本件カードの情報および暗証番号が不正に使用されて、海外の現金自動支払機（以下、「ATM」）から、日本円で合計86万7719円に相当する現地通貨が引き出され、その結果、Xの上記預金口座から同額の引落しがなされた。そこで、Xは、①Yがデビットカード取引システムについて定めている規定に基づく補償金支払請求権に基づき、または、②Xの預金口座からの上記引落しが「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」（以下「預金者保護法」）の適用また

は類推適用により無効となることによる預金払戻請求権に基づき、上記86万7719円、これに対する請求後である平成27年9月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

【事実】

Xは、平成26年9月、Yが経営する楽天銀行チェロ支店に普通預金口座（以下「本件口座」）を開設し、Yが運営するデビットカード取引システムへの利用を開始した。Xは、上記デビットカード取引システムの利用を開始するに当たり、Yが定めている楽天銀行デビットカード規定（以下「デビットカード規定」）および楽天銀行デビットカード盗難補償規定（以下「盗難補償規定」）に同意し、Yから楽天銀行デビットカード（VISA デビット機能付キャッシュカード）（「本件カード」）の貸与を受けた。

[デビットカード規定]には、以下の各条項が含まれていた。

5条（暗証番号）

5項 会員は、デビット用暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当行に責のある場合を除き、会員はデビット用暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己においてその責を負うものとし、当行は一切責任を負わないものとします。

14条（カードの紛失・盗難、偽造・変造および損害の補てん）

1項 会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店等の債権については、当行はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が

負うものとしします。

2項 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造の事実を速やかに当行へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合は、当行がその連絡を受理した日（以下「受理日」）を含めて31日前までさかのぼり、また、当該受理日を含めて61日後まで、当行は、当行所定の方法により、発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当行は、その損害を補てんいたしません。

[1] 紛失・盗難、偽造・変造が会員の故意または重大な過失によって生じた場合

[2]・[3] 省略

[4] カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合

[5] - [8] 省略

[盗難補償規定]には、以下の各条項が含まれている。

前文

楽天銀行株式会社（以下、「当行」）は、当行が発行した楽天銀行デビットカード（デビットカードとキャッシュカードの一体型カードのことを指す）にかかる紛失、盗難、偽造・変造等によりお客さまが被った損害を補償します。この補償の運営は下記条項に従うものとしします。

1条（デビットカードの紛失・盗難などの届け出）

次の場合、お客さまは直ちに当行カスタマーセンターへご通知いただくとともに、別途所定の手続きにもとづき書面にて届け出てください。また、必ず所轄の警察署にも盗難または紛失の届け出を行ってください。

(ア) デビットカードを紛失したり、盗取・詐取もしくは横領にあった場合

(イ) デビットカード加盟店において、デビットカードにより商品またはサービスを購

入するように強要され、かつその購入した商品またはサービスを奪われた場合

(ウ) デビットカードを利用可能なATMの設置場所において、デビットカードにより現金を引き出すように強要され、かつその引き出された現金を奪われた場合

(エ) 偽造・変造されたデビットカードを他人に不正使用されたことにより被害にあった場合

3条（補償が行われない主な場合）

1項 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害に対しては補償は行われません。

(ア) お客さままたはお客さまの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害

(イ) お客さまの同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した盗難による損害

(ウ) デビットカードがお客さまに到達する前に生じた盗難又は紛失による損害

(エ) デビットカードにお客さま自らの署名が行われていない状態で行われた使用による損害（インターネット加盟店でのご利用の場合も適用されます）

(オ) 他人に譲渡・貸与または担保差入されたデビットカードの使用による損害

(カ) デビットカード取引規定、預金口座取引一般規定など、当行が定める規定に違反したことにより生じた損害

(キ) デビットカードを利用可能なATMが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害

(ク) デビットカード加盟店に設置されている端末が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害

(ケ) 戦争、暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質の放射線による事故など、著しい社会秩序の混乱の際に行われた盗難または紛争により生じた損害

5条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については当行の他の規定、規則などすべて当行の定めるところによるものとします。

Xは、平成26年10月2日から平成27年1月26日まで、本件カードを持参してマレーシア、ミャンマー、タイなどの各都市を旅行した。Xは、旅行中、以下の各場所で、本件カードを使用して日本円に換算して合計12万5,349円に相当する現地通貨をATMから引き出した。

10月12日 クアラルンプールのショッピングセンター 2万590円

同月30日 ヤンゴン空港 3万4,073円

11月2日 ヤンゴン市内のスーパー 3万5,343円

同日 同所 3万5,343円

その後、平成26年11月5日から同月9日までの間に、合計39回にわたり、何者かがXに無断で本件カードの情報及び原告のデビット用の暗証番号を使用して、日本円に換算して合計86万7,719円に相当する現地通貨(ベトナム通貨のドン)を海外のATMから引き出した(以下、「本件引出行為」)。これにより、本件口座から上記の額の引落しがされ(以下、「本件引落とし」)、平成26年11月9日時点の本件口座の残高は4,867円となった。

Xは、平成26年11月16日頃、インターネット上の通知により本件引出行為があったことを知り、旅行先でYに電話連絡を行い、Yの担当者から不正使用の補償金請求の手続は帰国後でよい旨を告げられた。Xは、平成27年1月26日に帰国した後、速やかにYに連絡を取り、調査依頼と補償金の支払請求をした。

Xは、平成27年1月28日、本件引出行為につき警察に被害の相談をした。

なお、Xは、上記旅行中、本件カードにつき盗難の被害を受けていないし紛失もしておらず、現在もこれを所持している。

【判旨】

本事件の争点は、①本件引出行為によりXが被った損害がデビットカード規定および盗難補償規定による補償の対象となるか、および、②本件引落としに預金者保護法4条1項が適用または類推適用されるか、である。

裁判所は、まず、①について、「(1) Xは、本件引出行為によってXが被った損害については、デビットカード規定及び盗難補償規定に基づき、Yによる補償の対象となると主張するが、本件引出行為にはXの暗証番号が使用されたのであるから…、Xにおいて過失があったか否かにかかわらず、デビットカード規定14条2項ただし書4号…により、これによりXが被った損害は、上記両規定による補償の対象外であるといわざるを得ない。〔改行〕Xは、暗証番号が使用された場合は、盗難補償規定3条に挙げられた補償が行われない場合…に含まれていない点を指摘するが、盗難補償規定はデビットカード規定の規定内容を前提として定められたものであることが明らかであり、盗難補償規定3条は、補償が行われない主な場合をより分かりやすく説明したものであると解されるから、Xの指摘は上記の結論を左右しない。〔改行〕また、Xは、暗証番号が使用されたことにつき会員の過失が否定される事情が認められれば、デビットカード規定14条2項ただし書4号の適用が排除されると解すべきであると主張するが、このような解釈は、会員の過失の有無には何ら言及していない同規定の文理に反するというべきである。Yにおいては、デビット用の暗証番号についてはカードのICチップ内に記録させるシステムを採用するなどしてセキュリティの確保を図った上で、上記暗証番号が使用されてカードが不正使用された場合には会員の過失の有無にかかわらず補償の対象としない旨を定めていること…、Xにおいても、暗証番号が不正使用された場合は補償の対象外であることが明記されたデビット

カード規定を承認した上でYが運営するデビットカード取引システムの利用を申し込んだものと認められること…に照らすと、デビットカード規定につき、その文理に反するといわざるを得ないX主張の上記解釈を採用すべき合理的根拠を認めるに足りないというべきである」として、したがって、Xは、本件引出行為により被った損害について、デビットカード規定および盗難補償規定に基づいてYに補償金の支払を求めることはできない、とされた。

裁判所は、次いで、②について、「(1) Xは、デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出しは、預金者保護法2条6項にいう『金融機関と預貯金者との間において締結された預貯金等契約に基づき行われるATMによる預貯金の払戻し(振込みに係る預貯金者の口座からの払戻しを含む。)]』に当たるから、本件引出行為による本件引落しに同法4条1項が適用又は類推適用されると主張する。〔改行〕(2) そこで検討するに、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、Yが発行するビザデビット機能付キャッシュカード(デビットカード)を利用して海外ATMで現地通貨を引き出す際の取引の仕組みは、概要以下のとおりであることが認められる。〔改行〕〔1〕会員は、デビットカードの利用が可能なATMを通じて加盟店(海外金融機関)から現地通貨を購入し、その代金の支払手段としてデビットカードを利用する(ATMに暗証番号を入力する。)。〔2〕加盟店(海外金融機関)は、ビザを経由してデビット取引の利用情報をYに通知する。〔3〕Yは、上記通知を受領した後、会員の預金残高を確認し当該預金口座から代金の引落しを行う。〔4〕加盟店(海外金融機関)からビザを経由してデビット取引に伴う売上確定情報がYに通知される。〔5〕Yは、売上確定情報に記載された宛先(ビザないし加盟店)に対し、上記〔3〕で引き落とした金額を送金する。〔改行〕(3) 上記(2)

の仕組みによれば、デビットカードを利用した海外ATMからの現地通貨の引出しは、ATMへのカードの挿入、暗証番号や利用金額の入力等の操作の点についてみれば、キャッシュカードを利用したATMからの預金の払戻しや預金口座を利用した振込手続と類似しているといえることができる。〔改行〕しかし、デビットカードを利用して海外ATMから現地通貨を引き出す際の取引の仕組みは、引き出される現地通貨は会員の口座から引き出された現金ではないことなどに照らして預金の『払戻し』ではないことが明らかであるし、カードを発行した金融機関は、会員からの指示ではなく加盟店(海外金融機関)からの利用情報に基づいて会員の口座からの引落とし及び送金を行っている点などに照らすと『振込み』とも異なるというべきであるから、偽造デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落しについて預金者保護法4条1項を適用することはできない。〔改行〕次に、預金者保護法4条1項の類推適用の可否についてみるに、そもそも、預金者保護法は、偽造カードや盗難カード等を用いて行われるATMによる取引を保護の対象としており、対面取引は保護の対象としていないところ、デビット取引は加盟店における対面取引の際にカードリーダー等の端末を利用して行うことも前提とされていること…、デビットカードを用いた現地通貨の引出しに利用される海外ATMは、カードを発行した金融機関の管理下にあるわけではないため…、必ずしもカード発行金融機関の努力でその安全性を確保することができるわけではないこと、デビット取引の利用限度額は会員の預金口座の残高であるため…、デビットカードの不正利用による被害は高額に上ることがあり得ることなど、デビット取引とキャッシュカードを用いたATMによる預貯金の払戻し(振込みに係る預貯金者の口座からの払戻しを含む。)とでは重要な相違

点が複数認められることからすると、デビットカードの不正利用により海外 ATM から現地通貨が引き出された場合について、キャッシュカードを利用した預貯金の払戻しや振込みと同様の要件で、当該デビットカードを発行した金融機関の負担の下に会員を保護することが、当然に預金者保護法の趣旨に沿うということとはできない。預金者保護法の立法の過程で金融庁により設置された、法律やシステムの専門家から成る『偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ』における検討においても、デビットカードの問題については、今後各方面での議論が期待される旨の認識が示されており、当然に預金者保護法による保護の対象となるとは考えられていなかったことが認められる…。〔改行〕以上の点を総合考慮すると、偽造デビットカードによる海外 ATM からの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落しについては、キャッシュカードを用いた ATM による預貯金の払戻しと類似する点があることを踏まえても、預金者保護法4条1項が類推適用されるということとはできない」として、偽造デビットカードを用いた本件引出行為に起因する本件引落しについて、預金者保護法4条1項の適用または類推適用により無効となるということとはできない、として、X の Y に対する本件口座からの預金払戻請求も理由がない、と判示された。

【解説】

本事件の争点①について、X は、被った損害が、デビットカード規定および盗難補償規定に基づき、Y による補償の対象となる、と主張したが、裁判所は、本件引出行為では X の暗証番号が用いられたことから、デビットカード規定および盗難補償規定から、補償の対象とはならない、と判示した。その理由は、i. 「Y においては、デビット用の暗証番号についてはカードの IC チップ内に記録させ

るシステムを採用するなどしてセキュリティの確保を図った上で、上記暗証番号が使用されてカードが不正使用された場合には会員の過失の有無にかかわらず補償の対象としない旨を定めていること」、ii. 「X においても、暗証番号が不正使用された場合は補償の対象外であることが明記されたデビットカード規定を承認した上で Y が運営するデビットカード取引システムの利用を申し込んだものと認められること」から、X の主張の解釈を採用すべき合理的根拠を認めることができないから、とした。

本事件の争点②について、本件引出行為による本件引落しに預金者保護法4条1項が適用または類推適用される、とする X の主張に対して、裁判所は、まず、ビザデビット機能付キャッシュカード（デビットカード）を利用して海外 ATM で現地通貨を引き出す際の取引の仕組みを次のように認定する。すなわち、「〔1〕 会員は、デビットカードの利用が可能な ATM を通じて加盟店（海外金融機関）から現地通貨を購入し、その代金の支払手段としてデビットカードを利用する（ATM に暗証番号を入力する。）。〔2〕 加盟店（海外金融機関）は、ビザを経由してデビット取引の利用情報を Y に通知する。〔3〕 Y は、上記通知を受領した後、会員の預金残高を確認し当該預金口座から代金の引落しを行う。〔4〕 加盟店（海外金融機関）からビザを経由してデビット取引に伴う売上確定情報が Y に通知される。〔5〕 Y は、売上確定情報に記載された宛先（ビザないし加盟店）に対し、上記〔3〕で引き落とした金額を送金する」と。裁判所は、確かに、当該仕組みが、キャッシュカードでの ATM からの預金の払戻しや預金口座を利用した振込手続きと類似しているが、「引き出される現地通貨は会員の口座から引き出された現金ではないことなどに照らして預金の『払戻し』ではないことが明らかであるし、カードを発行した金融機関は、会

員からの指示ではなく加盟店(海外金融機関)からの利用情報に基づいて会員の口座からの引落とし及び送金を行っている点などに照らすと『振込み』とも異なるというべきであるから、偽造デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落としについて預金者保護法4条1項を適用することはできない」とした。

次いで、預金者保護法4条1項の類推適用の可否について、裁判所は、預金者保護法が保護の対象とする取引と、デビットカードによる取引とでは複数の相違点がある、とした。すなわち、預金者保護法が保護の対象とする取引は、偽造カードや盗難カードなどを用いて行われるATMによる取引である。他方で、デビットカードによる取引は、i.「デビット取引は加盟店における対面取引の際にカードリーダー等の端末を利用して行うことも前提とされていること」、ii.「デビットカードを用いた現地通貨の引出しに利用される海外ATMは、カードを発行した金融機関の管理下にあるわけではない」から、「必ずしもカード発行金融機関の努力でその安全性を確保することができるわけではないこと」、iii.「デビット取引の利用限度額は会員の預金口座の残高である」ことから、「デビットカードの不正利用による被害は高額に上ることがあり得ること」などが指摘される。裁判所は、したがって、「デビットカードの不正利用により海外ATMから現地通貨が引き出された場合について、キャッシュカードを利用した預貯金の払戻しや振込みと同様の要件で、当該デビットカードを発行した金融機関の負担の下に会員を保護することが、当然に預金者保護法の趣旨に沿うということとはできない」とした。以上から、裁判所は、偽造デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出しおよびそれに起因する預金の引落としについては、「キャッシュカードを用いたATMによる預貯金の払戻しと類似する点があること

を踏まえても、預金者保護法4条1項が類推適用されるということとはできない」と判示した。

3. デビットカード取引の概要

デビットカード取引の仕組みと法的構造について、日本デビットカード推進協議会法務委員会『「デビットカード」の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)～(8)」金法1573号～1587号に従って確認しておく。

(1) デビットカード取引の仕組みの概要

まず、デビットカード取引の仕組みを確認する⁸⁾。

①顧客(預金者・デビットカード会員)は、加盟店から対面で、商品を購入したり、役務の提供を受けて、その代金債務を、顧客の預金口座からの引落とし(振替を含む)によって支払う旨の合意である「デビットカード取引契約」の申込みを、カード発行銀行のキャッシュカードを加盟店に引き渡すことで行い、加盟店は、預金者から預かったキャッシュカードを、所定の手続きを経たうえで、加盟店に設置されている端末機(認定端末装置)に通して読み取らせ、購入金額を入力する。顧客は、入力された購入金額を確認したうえでキャッシュカードの暗証番号を自ら端末機に入力する。端末機から購入データがキャッシュカードの発行銀行に中継センター経由で電送されて、

i. 預金残高(当座貸越契約があるときには、貸越可能金額を含む)が購入金額以上であれば、カード発行銀行は、口座引落確認を表す電文「収納済」か「引落とし済」を中継センター経由で端末機に返し、加盟店は商品を顧客に引き渡すか、

ii. 預金残高が購入金額に満たないときは、カード発行銀行は「引落とし不能」という電文を端末機に返し、代金債務をデビットカード

で支払うことは行われぬこととなる。

②カード発行銀行は、暗証番号入力という顧客(預金者・デビットカード会員)による行為に基づき、リアルタイムで預金口座から購入金額を引き落とすとともに、顧客(預金者・デビットカード会員)の口座から引き落としという購入データを中継センター経由で端末機に電送する。

③中継センターは、受け取った電文などを集計し、これを取引センター(クリアリングセンター)に引き渡し、個別にあらかじめ定められている発行銀行手数料を控除するなどの金額調整のうえ、銀行ごとに当日の決済尻金額を算出して、それを翌営業日に資金決済幹事銀行に電送する。

④購入日の翌々営業日に、資金決済幹事銀行は取引センターの算出した決済尻金額に基づき、各銀行間の為替により各銀行の決済を行う(全国銀行データ通信システムによる日銀での口座間決済が行われる)。

⑤購入日の3営業日以降に、加盟店の取引銀行(加盟店銀行)は、購入金額(代金債務と同額の金額)から加盟店との間で個別にあらかじめ定めた金額(加盟店手数料)を差し引いた金額を、加盟店が加盟店銀行に保有する預金口座に入金する。

デビットカード取引では、以上のような手続きが踏まれる。

(2) デビットカード取引の法的構成の概要
次いで、デビットカード取引の法的構成を確認する⁹⁾。

①デビットカード取引の加盟店と加盟店銀行との間で、「加盟店契約」が締結される。「加盟店契約」とは、加盟店と加盟店銀行とがあらかじめ包括的に、加盟店と顧客(預金者・デビットカード会員)との間で後記③・④の方式・手順により代金債務の弁済方法に関する契約(「デビットカード取引契約」)が解除条件付きで成立したときは、加盟店が顧客(預

金者・デビットカード会員)に対して有する当該商品や役務の代金債権などが、自動的に加盟店銀行に、解除条件付き(「デビットカード取引契約」の解除条件と同じ)で、指名債権譲渡の法形式で売り渡され、その売買の対価は、「デビットカード取引契約」成立日から3営業日以降に、加盟店と加盟店銀行との間であらかじめ合意された特定の日に、加盟店が加盟店銀行に有する預金口座に入金する方法で支払われる旨の契約(「包括的債権売買契約」)である¹⁰⁾。

②加盟店銀行とカード発行銀行との間で、「包括的代理受領委任契約」が締結される。加盟店銀行とカード発行銀行とは、あらかじめ包括的に、加盟店銀行が加盟店から代金債権などを譲り受けたときは、当該債権についての弁済受領権限を加盟店銀行が発行銀行に自動的に付与(代理受領の委託・代理受領権限の付与)する旨の契約を締結しておく(金融機関決済規約)。

③顧客(預金者・デビットカード会員)と加盟店との間で、「デビットカード取引契約」が締結される¹¹⁾。顧客(預金者・デビットカード会員)は、代金などをデビットカードで支払うことを指定して、「デビットカード発行銀行から加盟店の端末機に口座引落済確認を表す電文が表示されないこと」を解除条件として、カード発行銀行にある預貯金口座からの引落しの方法により代金債務などを支払う旨の契約(「デビットカード取引契約」)の申込みをする。

④加盟店は、対面での顧客(預金者・デビットカード会員)からの③の申込みに対して、顧客から渡されたキャッシュカードを端末機のカードリーダーに通すことによって、顧客の申込みを承諾する。これによって、当該商品などの代金債務などの支払方法に関する「デビットカード取引契約」が解除条件付きで成立する。①で事前に成立している「加盟店契約」に基づいて、直ちに代金債権など

が加盟店銀行に解除条件付きで譲渡され、②で事前に成立している「包括的代理受領委任契約」に基づいて、カード発行銀行に直ちに弁済受領権限が付与される。

⑤顧客（預金者・デビットカード会員）は、端末機に自らのキャッシュカードの暗証番号を入力して、カード発行銀行に対して、購入金額相当額の預金引落しを指図し（引落指図）、当該引落しにより代金債務などの弁済をすることを委任（または準委任）する。

⑥カード発行銀行は、⑤の引落指図に基づいて、

i. 引落指図を受けた金額以上の預貯金残高がある場合には、預金の引落し（振替）を行い、⑤の委任に基づいて、④（、②）によって弁済受領権限を付与されたカード発行銀行の別段口座に振替入金する方法をもって弁済する（カード発行銀行は、弁済行為という法律行為の受任者としての地位と、代理受領権限に基づく弁済受領権者としての地位を兼任する）。これと同時に、カード発行銀行は、口座引落確認を表す電文（「収納済」電文）を加盟店の端末機に発信し、これによって「収納済」電文が、加盟店の端末機に表示されることにより、「収納済」電文が表示されることがなくなり、「デビットカード取引契約」および「加盟店契約」による包括的債権売買契約の解除条件は不成就で確定する。

ii. 引落指図を受けた金額以下の預金残高しかない場合には、加盟店の端末に「収納済」の電文が表示されないことから、解除条件が成就して、「デビットカード取引契約」および「加盟店契約」による包括的債権売買契約はそれぞれ効力を失う。

⑦カード発行銀行は、資金決済幹事銀行を通じて行う銀行間の為替決済の方法（全銀システム）により、加盟店銀行のために、その弁済受領権限に基づき受領した弁済金を、②の事務処理に関する手数料等を控除して加盟店銀行に引き渡す¹²⁾。

⑧加盟店銀行は、加盟店に対して、①の「加盟店契約」により定められたデビットカード取引の3営業日以降の特定の日に、加盟店が加盟店銀行に対して有する預貯金口座に入金して、代金債権などの譲受の対価を支払う。

以上が、デビットカード取引の法的構造である。このような構造を取ることで、顧客にとっては、売買または役務提供と同時に、代金債務などの支払いを完了したとすることができ、カード発行銀行・加盟店銀行・加盟店の倒産などにより代金が未払いとなることなく、加盟店にとっては、取引銀行である加盟店銀行に対して代金債権などを売却することで、カード発行銀行の倒産リスクを負担せず、カード発行銀行の倒産リスクは、加盟店銀行が負担することになる、とされる。こうして、カードの目的である「即時決済性」と「利用者の保護」との両立が担保されることになる、とされる¹³⁾。

4. 検討

以下、本判決について若干の検討を行う。

（1）争点①について

争点①について、裁判所は、本件引出行為にはXの暗証番号が使用されたのだから、Xに過失があったか否かにかかわらず、デビットカード規定14条2項但書および盗難補償規定により、補償の対象外である、とする。デビットカード規定14条2項但書では、「カード利用の際、登録された暗証番号が使用された場合」には、カード発行銀行は損害を補填しない、とされていた（免責条項）。

預貯金の機械払いでの不正な払戻しにおいても、金融機関の免責条項の効力（と民法478条（改正前民法）との関係）が問題となっている。次のような判例が出されている¹⁴⁾。

最判平成5年7月19日裁時1103号1頁¹⁵⁾で

は、預金者以外の者が、真正なキャッシュカードを使用し正しい暗証番号を入力して、現金自動支払機から預金の払戻しを受けた場合の免責約款による銀行の免責について、「銀行の設置した現金自動支払機を利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、銀行が預金者に交付していた真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合には、銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り、銀行は、現金自動支払機によりキャッシュカードと暗証番号を確認して預金の払戻しをした場合には責任を負わない旨の免責約款により免責される」と判示された。すなわち、預金者以外の者が、現金自動支払機から、真正なキャッシュカードを用いて、正しい暗証番号を用いて、払戻しを受けた場合には、銀行は、「銀行による暗証番号の管理が不十分であったなどの特段の事情がない限り」は、免責約款により免責される、とした。

さらに、盗難通帳での現金自動入出機による預金の払戻しの効力が争われた最判平成15年4月8日民集57巻4号337頁¹⁶⁾では、「無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法478条の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない」とされて、銀行のシステム設置の注意義務について、「債権の準占有者に対する弁済が民法478条により有効とされるのは弁済者が善意かつ無過失の場合に限られるところ、債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻

しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要するというべきである」とした。その理由は、「機械払の方法による払戻しは、窓口における払戻しの場合と異なり、銀行の係員が預金の払戻請求をする者の挙措、応答等を観察してその者の権限の有無を判断したり、必要に応じて確認措置を加えたりするということがなく、専ら使用された通帳等が真正なものであり、入力された暗証番号が届出暗証番号と一致するものであることを機械的に確認することをもって払戻請求をする者が正当な権限を有するものと判定するものであって、真正な通帳等が使用され、正しい暗証番号が入力されさえすれば、当該行為をする者が誰であるのかは全く問われないものである。このように機械払においては弁済受領者の権限の判定が銀行側の組み立てたシステムにより機械的、形式的にされるものであることに照らすと、無権限者に払戻しがされたことについて銀行が無過失であるというためには、払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう組み立てられ、運営されるものであることを要するというべきである」とされた。すなわち、最高裁判所は、無権原者による機械払の方法による預金の払戻にも、民法478条(改正前民法)が適用されることを確認して、銀行が免責されるためには、「機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する」として、銀行が無過失とされるためには、「払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させること

を含め、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得よう組み立てられ、運営されるものであることを要する」とした。

本判例法理によれば、金融機関は、「機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得よう注意義務を尽くしていたこと」が必要であり、金融機関が無過失と認定されるためには、「払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得よう組み立てられ、運営されるものであることを要する」とされており、金融機関には厳格な注意義務が課されている¹⁷⁾。

偽造デビットカードの不正使用が問題になった本判決では、カード発行銀行（被告）は「デビット用の暗証番号についてはカードのICチップ内に記録させるシステムを採用するなどしてセキュリティの確保を図った」とされているが、本判決でも、カード発行銀行が免責条項により免責されるためには、上記・判例法理に見られるような厳格な注意義務がカード発行銀行にも課されるべきではないか¹⁸⁾。その上で、カード発行銀行の無過失を、免責条項の効力が認められるための要件とすべきである、と考える¹⁹⁾。確かに、本件のようなデビットカードの不正使用と、キャッシュカード・預金通帳による不正な払戻しでは、前提となる事実が異なるが、カードの不正な使用で生じた損失のリスクを、デビットカードの会員・預貯金者とカード発行銀行・預入金融機関のいずれが負担するか、という点で、問題の対立構造は類似すると考える。しかも、いずれのケースでも、会員・預貯金者と比べて、銀行・金融機関が圧倒的な情報量と技術力を備えている。したがって、

確かに、金融機関側の負担を増大させることになるが、システムの構築・運営・管理・利用上のリスクは、銀行・金融機関側が負担すべきである、と考える。

本多によれば、デビットカード取引は、ショッピング決済にも利用されることから、クレジットカードの不正使用のケースが参考になる、とされる²⁰⁾。クレジットカードの不正使用の事件では、民法478条（改正前民法）の類推適用の問題として処理されるのではなく、本件と同様、利用規程の解釈問題として処理されている。

もっとも、長崎地裁佐世保支判平成20年4月24日金法1300号71頁²¹⁾では、子どもが父親（被告）に無断で父親のクレジットカードを不正使用したことで父親（被告）の責任が争われた。本判決によれば、原告が、預貯金者保護法5条3項を引用して、金融機関が、「盗難カード等による不正な払戻しについて預貯金者に重過失がある場合」と「不正な払戻しが預貯金者の家族等によって行われた場合」のいずれかの事情を証明した場合には、預貯金者に対して払戻相当額を補てんする必要がなく、「家族等の関与の場合に預貯金者の帰責性は問われていないこと」を指摘して、本件補償規約においても同様に解すべきと主張したのに対して、裁判所は、「預貯金者保護法5条3項においては、上記の事情と併せて、金融機関が不正な払戻しについての自らの善意無過失をも立証することが要求されているなど、利害調整の枠組みが本件補償規約と必ずしも同じではなく、これらを直ちに同列に論じることはできない。かえって、盗難カード等について同条項が規定する上記善意無過失の要件は、民法478条における善意無過失と同様の考慮に基づく要件であることがうかがわれ、しかも、従来、民法478条において銀行が無過失であるというためには、銀行が採用した機械による預金払戻しの方法を預金者に明示し、その預金払戻しシステムの

設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くすことが要求されてきたこと（最高裁判平成15年4月8日第三小法廷判決・民集57巻4号337頁参照）に照らせば、本件補償規約の解釈においても、単に会員の家族等による『盗難』という事実があれば、カード会社や会員の帰責性が何ら考慮されることのないまま、カード会社は会員に全額の負担を求めることができると解することの合理性には疑問が生じ得るのであって、預金者保護法5条3項を踏まえても、少なくとも、本件のようなインターネット上における非対面での情報入力によるカードの不正使用の事案においては、会員の家族等による『盗難』の場合について定めた本件規約13条3項（ハ）の解釈として、カード会社が採用したカード利用方法との関連で会員の帰責性を考慮する余地が十分にあるというべきである」として、被告の重過失の有無が検討された。（被告の重過失は認定されず、被告は本件クレジットカードの不正使用の支払いについて責任を負わない、と判示された。）

家族によってインターネット上でクレジットカードが不正使用された長崎地裁佐世保支判平成20年4月24日と、本判決の事案とは異なるが、本件の免責規定の効力が認められるかどうかについても、会員側の帰責事由（重過失）の有無を斟酌することも考えられよう。

また、本判決は、デビットカード規定14条2項但書によれば、暗証番号が使用された場合には、Xの過失の有無にかかわらず、補償対象外となることを認めている。このことは、カード会員が無過失であっても、偽造カードの不正使用で暗証番号が使用された場合の責任（損失）をカード会員が負担することを意味している。本件条項のような内容の規定は、現在、定型約款（民法548条の2第2項）²²⁾との関係で、その有効性が問題となると考えられる。また、消費者契約法10条の定める不

当条項と判断される可能性もある²³⁾。

（2）争点②について

争点②について、本判決は、デビットカードを利用した海外 ATM からの現地通貨の引出しが、加盟店（海外金融機関）からの現地通貨の購入であると認定する。その上で、本件への預貯金者保護法4条1項の適用について、「ATM へのカードの挿入、暗証番号や利用金額の入力等の操作の点についてみれば、キャッシュカードを利用した ATM からの預金の払戻しや預金口座を利用した振込手続と類似しているということ」を認めるが、i. 「引き出される現地通貨は会員の口座から引き出された現金ではないことなどに照らして」、預金の「払戻し」ではなく、また、ii. 「カードを発行した金融機関は、会員からの指示ではなく加盟店（海外金融機関）からの利用情報に基づいて会員の口座からの引落とし及び送金を行っている点などに照らす」と、「振込み」とも異なることから、本件に預貯金者保護法4条1項を適用することができない、とした。預貯金者保護法は、そもそもキャッシュカードの偽造・盗難問題への対象を目的としていたことから、本件に預貯金者保護法4条1項の適用がないことについては、学説も賛成している²⁴⁾。

さらに、預貯金者保護法4条1項の類推適用については、i. デビットカード取引が対面取引であり、預貯金者保護法が ATM による取引を保護対象としていること、ii. 海外 ATM が、カード発行金融機関の管理下にあるわけではなくカード発行金融機関の努力でその安全性を確保することができるわけではないこと、iii. デビットカードの不正使用による被害が高額に上ることもありうるなどから、デビットカード取引と預貯金者保護法が対象とする ATM による預貯金の払戻しについて重要な相違点が複数存在することから、預貯金者保護法4条1項の類推適用も否

定された。預金者保護法の立法過程で金融庁に設置された「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」でも、デビットカードの不正使用の問題については、預金者保護法による保護の対象となるとは考えられていなかったことが付言される。

ところで、預貯金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）は、偽造・盗難カードの不正使用から、預貯金者の保護を図り、預貯金に対する信頼を確保し、これをもって国民経済の健全な発展および国民生活の安定に資することを目的として、2005（平成17）年8月に制定された（200（平成18）6年2月施行）²⁵⁾。預貯金者保護法4条によれば、偽造カードなどを用いて行われた機械式預貯金払戻しや金銭借入れは、預貯金者が故意の場合、またはカード発行会社が善意無過失で、預貯金者が重過失の場合に限って、その効力を有する。したがって、預貯金者が無重過失の場合、金融機関は免責されない²⁶⁾。

デビットカード取引も、先述3. で確認したように、デビットカードを端末機で読み取り（所持認証）、暗証番号を入力することで（記憶認証）、本人確認を行う。この点、確かにデビットカード取引は対面取引だが、カードの認証については、預貯金者保護法がその対象とする機械式預貯金の払戻しと同じ構造をもつ（キャッシュカードの所持認証と記憶認証）。先述のように、預貯金者保護法4条1項は、偽造カードの機械式預貯金払いの場合、預貯金者が無重過失の場合、金融機関は免責されない。本件においても、カード会員の無重過失を要件に、預貯金者保護法4条1項の類推適用が認められても良かったのではないかと考える²⁷⁾。

さらに、本判決は、海外ATMはカード発行銀行の管理金融機関の管理下にあるわけではないこと、デビットカードの不正利用によ

る被害は高額に上ることがあり得ることを、預貯金者保護法4条1項の類推適用を否定した理由に挙げる。本件のようなブランドデビットカードは、海外での使用が予定されているものである。したがって、海外ATMがカード発行銀行の管理下にない、という理由は説得的ではない²⁸⁾。海外での使用が当然に予定されているものであれば、発行銀行は海外ATMの安全性についても注意義務を負うべきである（それが難しいのであれば、カード発行銀行が免責されるためには、カード会員のカードの使用について、偽造カードの使用についての預貯金者保護法4条1項のように、無重過失を要求すべきだろう）。また、デビットカードの不正使用による被害が高額に上ることがあることを、預貯金者保護法4条1項の類推適用の否定理由として挙げているが、この理由づけも説得的ではない²⁹⁾。被害が高額に上るからこそ、カード発行銀行には厳格な注意義務が課され、カード会員の保護が必要なのである。

5. まとめ

本判決は、デビットカード規定および盗難補償規定の解釈から、金融機関の免責を認め、預貯金者保護法4条1項の適用および類推適用も否定した。4. で検討したように、本判決には賛同できない。

本件は、偽造カードの不正使用による損失のリスクを、金融機関または顧客のどちらが負担するかが問題となった事案である。機械払での不正な払戻しの一連の判例や、預貯金者保護法にも見られるように、金融機関と顧客いずれの利益を保護すべきかの衡量が必要となる。業として金融業に取り組む以上、取引の安全・信頼性を高めるためにも、金融機関には厳重な注意義務が課されるべきである、と考える。

大学生協での支払いや、コンビニエンスス

トアやスーパーでの支払いにも、キャッシュレス化の波が押し寄せている。しかも、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、人との接触をできるだけ避けるという要請から、キャッシュレス化への進展が加速している。キャッシュレス決済(電子マネーなど)の進展

により、最近の子どもは、お釣りの概念を知らない、というニュースも見られた。キャッシュレス決済の法的な構造の整理、そして、問題が生じた場合の法的な解決策の検討は喫緊の課題である³⁰⁾。

(了)

¹⁾ デビットカードの利用状況などについては、小出俊行「電子マネー vs デビットカード」金融ジャーナル55巻7号22頁、日本銀行決済機構局「最近のデビットカードの動向について」決済システムレポートシリーズ(2017年5月)などを参照。

²⁾ 田中夏樹「預金契約の当事者確定と預金債権の帰属主体—デビットカード取引契約の法律構造を参考に—」日法84巻1号186・187頁を参照。

³⁾ J-Debitについては、J-Debit 日本電子決済推進機構ウェブサイト(<https://debitcard.gr.jp/>) (2021年5月6日閲覧)、日本デビットカード推進協議会法務委員会『『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(2)』金法1576号49頁以下を参照。

⁴⁾ さしあたり、日本銀行決済機構局「キャッシュレス決済の現状」決済システムレポートシリーズ(2018年9月)を参照。

⁵⁾ デビットカードの不正使用の問題について検討した先駆けといえる研究は、川地宏行「デビットカードの不正使用とカード諸人の帰責事由」クレジット研究24号113頁以下を参照。

⁶⁾ 足立が担当する「金融取引法」(3年後期)の講義で、2018年度から、本判決を取り上げている。

⁷⁾ 浅井弘章「判批」銀法832号67頁、蓑輪靖博「判批」新・判例解説 Watch24号81頁、川地宏行「判批」リマークス59号30頁、本多知則「判批」金法2121号7頁、二村浩一「判批」CCR9号74頁。

⁸⁾ 以下、日本デビットカード推進協議会法務委員会『『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)』金法1573号13・14頁、特に13頁の図を参照。

⁹⁾ 以下、日本デビットカード推進協議会法務委員会『『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)』金法1573号14・15頁に従う。田中「預金契約の当事者確定と預金債権の帰属主体」日法84巻1号186-190頁も参照。日本デビットカード推進協議会法務委員会の法

的構成に対しての批判は、吉原省三「デビットカードの法律構造」金法1577号13頁以下を参照。

¹⁰⁾ 1加盟店につき加盟店銀行は1行とする単独加盟店銀行方式が原則だが、正当な理由がある場合には、1加盟店に付き複数の銀行が加盟店銀行として併存する複数加盟店銀行方式が採られることもある。日本デビットカード推進協議会法務委員会『『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)』金法1573号14頁を参照。

¹¹⁾ 田中「預金契約の当事者確定と預金債権の帰属主体」日法84巻1号190-195頁によれば、加盟店は、『『キャッシュカードの名義人と同一名義の預金口座内に少なくとも代金相当額の預金残高が存在していた』ことを信託の対象として取引を行った』とされる。そうして、デビットカード取引におけるこのような信託の構造を維持するためには、預金口座の名義人に預金債権が帰属し、カード名義人に預金債権の処分権が帰属していることが必要である、とする。このような法的構造は、デビットカード取引だけではなく、クレジットカードでの口座引落や公共料金の口座引落など、預金債権を預金者に対する払戻しを経由せずに利用する場合には必要である、とされる。

¹²⁾ 当該取引において、当該加盟店銀行が、デビットカード発行銀行の立場にたち、当該デビットカード発行銀行が、加盟店銀行の立場にたつ場合、両銀行の間で相殺が行われる。ネットィング方式と呼ばれる。日本デビットカード推進協議会法務委員会『『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)』金法1573号15頁を参照。

¹³⁾ 日本デビットカード推進協議会法務委員会『『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)』金法1573号15頁。田中「預金契約の当事者確定と預金債権の帰属主体」日法84巻1号189・190頁も参照。

¹⁴⁾ 預金の不正な機械払いと民法478条との関連

- については、佐久間毅「民法478条による取引保護」論叢154巻4・5・6号377頁、川地宏行「預金不正払戻事案への民法478条の適用に対する批判的考察」（道垣内弘人他編『社会の発展と民法学〔下巻〕—近江幸治先生古稀記念論文集—』（成文堂，2019年））145頁以下を参照。
- 15) 河上正二「判批」別冊ジュリ176号88頁などを参照。
- 16) 河上正二「判批」別冊ジュリ238号72頁などを参照。
- 17) 川地「判批」リマークス59号32頁によれば、ネットバンキングでの不正送金事案でも、同判例法理は適用されている、とされる。詳しくは、川地「預金不正払戻事案への民法478条の適用に対する批判的考察」147頁以下を参照。
- 18) 川村「判批」リマークス59号32頁を参照。川地「判批」リマークス59号33頁は、「偽造カード事案では、所持認証システムが偽造カードを真正カードと誤認しているので、所持認証システムが正常に作動しておらず、システム事態に欠陥があるといえる。つまり、偽造カードが使用されたこと自体が所持認証システムの欠陥を意味し、金融機関の注意義務違反つまり有過失と直結する」とする。
- 19) 川地「判批」リマークス59号32頁を参照。
- 20) 本多「判批」金法2121号9・10頁を参照。大阪地判平成5年10月18日金法1384号40頁、札幌地判平成7年8月30日判タ902号119頁、東京地判平成11年2月26日金法1566号60頁、名古屋地判平成12年8月29日金法1601号42頁、長崎地裁佐世保支判平成20年4月24日金判1300号71頁、京都地判平成25年5月23日金法1986号140頁が示されている。
- 21) 香月祐爾「判批」金判1301号1頁、下村信江「判批」判タ1291号50頁、尾島茂樹「判批」クレジット研究（CCR）41号195頁、河上正二「判批」別冊ジュリ200号230頁、板東俊夫「判批」別冊ジュリ249号16頁を参照。
- 22) 定型約款については、中田裕康『契約法』（有斐閣，2017年）37頁以下を参照。
- 23) 二村「判批」CCR9号78頁を参照。
- 24) 蓑輪「判批」新・判例解説 Watch24号83頁（理由には疑問がある、とする）、本多「判批」金法2121号10頁。二村「判批」CCR9号80頁によれば、「ブランドデビットカード取引での外貨への換算は、国際ブランドにおいて事務処理を行った時点での国際ブランド所定の外国為替レートを用いて行われ、利用時には預金からの邦貨建てでの引落とし金額が確定していないことを指摘したものと解される」とされる。二村は、「このような取引構造自体、デビットカード取引が原因関係の存在を前提としこれと密接に関連していることを示すものであって、原因関係の存否を前提としない振込みとの相違を的確に指摘したと評価できる」として、預貯金者保護法が適用されないのは当然である、とする
- 25) 石田祐介『『偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律』の概要』金法1751号22頁などを参照。
- 26) 原司「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第4条の要件の検討」判タ1320号22・23頁を参照。
- 27) 蓑輪「判批」新・判例解説 Watch24号84頁、川地「判批」リマークス59号33頁。他方で、本多「判批」金法2121号10頁は、預貯金者保護法4条1項の適用および類推適用が否定されたのも穏当な判断である、としている。二村「判批」CCR9号80・81頁は、判決の理由づけに疑問はあるものの、預貯金者保護法がデビットカードの不正使用をそもそも対象としていなかったこと、海外ATMのセキュリティ基準は様とは言い難いことを理由に、「法律で金融機関に損失の負担を強制することが適切とまでは言えない」として、類推適用も否定されるべき、とする。
- なお、預貯金者保護法の他の取引への適用については、松本恒男「偽造・盗難カード預貯金者保護法の他の取引への影響と残された課題」銀法650号21頁を参照（もっとも、デビットカード取引への適用の如何については言及されていない）。
- 28) 蓑輪「判批」新・判例解説 Watch24号84頁を参照。
- 29) 蓑輪「判批」新・判例解説 Watch24号84頁を参照。
- 30) キャッシュレス化の進展を受けて、「キャッシュレス取引判例研究会」が発足した。山本豊「キャッシュレス取引判例研究会の発足にあたって」CCR 号9号6頁以下を参照。